

船舶事故調査報告書

令和元年9月25日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和元年5月5日 12時30分ごろ
発生場所	長崎県 <small>い</small> 壱岐市 <small>かつもと</small> 勝本港 勝本港6号防波堤灯台から真方位050°1,180m付近 (概位 北緯33°51.9′ 東経129°42.1′)
事故の概要	ヨット <small>みさと</small> 美郷は、東北東進中、乗り揚げた。
事故調査の経過	令和元年5月10日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	ヨット 美郷、8.57トン
船舶番号、船舶所有者等	240-9820佐賀、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	センターキール下部に擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南西、風速 約1.4m/s、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の中央期、潮高 約106cm（勝本）
事故の経過	<p>本船は、船長及びクルーが乗り組み、壱岐市壱岐島西方沖を陸岸に沿って機帆走により北北東進した。</p> <p>船長は、勝本港東側の博多瀬戸（壱岐島北端と名<small>な</small>烏島との間）を通過する提案をクルーから聞いて同瀬戸を通過できると思い、航行予定経路を変更して同瀬戸を約3ノットの対地速力で東北東進したところ、船体に軽い衝撃を感じ、海面下に浅瀬を認め、乗り揚げたことを知った。</p> <p>本船の喫水は、センターキール下端まで約2mであった。</p> <p>博多瀬戸には、水深1m以下の海域があり、本船が博多瀬戸を通過することはできなかった。</p> <p>船長は、キャビンにあるGPSプロッターを見ていなかった。</p> <p>船長及びクルーは、博多瀬戸を通過するのが初めてであった。</p> <p>船長は、クルーが博多瀬戸を通過した経験があると思っていた。</p>
分析	本船は、機帆走中、船長が、航行予定経路を変更して博多瀬戸を通過することとした際、GPSプロッター等で同瀬戸の状況を調査しておらず、同瀬戸を東北東進したことから、浅瀬に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、機帆走中、船長が、航行予定経路を変更して博多瀬戸を通過することとした際、GPSプロッター等で同瀬戸の状況を調査しておらず、同瀬戸を東北東進したため、浅瀬に乗り揚げたも

	のと考えられる。
<b>再発防止策</b>	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 航行予定経路を変更する場合、GPSプロッターや海図を用いて新たな航行予定海域の水路調査を行うこと。</li></ul>